会津漆器産業従事者支援補助金　申請フローチャート

※下記のフローチャートは、原則的な手順を簡易的に表記したものです。
※詳細は募集要領等をご確認ください。

申請者	会津若松市
① 交付申請書の提出 【提出期限】 ◎補助事業着手の前日から起算して 14 日前まで 【提出資料】 ・交付申請書（第１号様式） ・事業計画書（第２号様式） ・収支予算書（任意様式） ・市税の納税証明書 ※現年度に加えて過去３年度分	【提出先】 会津若松市商工課 〒965-0871 会津若松市栄町 2-4（栄町第三庁舎１階） 【注意事項】 ・持参または郵送でのみ提出可 ・郵送での提出は締め切り日までに商工課必着
	② 交付申請書の受理・審査
	③ 決定通知書の送付
④ 事業の実施	
⑤ 実績報告及び請求書の提出 【提出期限】 ◎補助事業の完了した日から起算して 20 日以内、または補助事業実施年度の３月 31 日のいずれか早い日 【提出書類】 ・実績報告書（第６号様式） ・事業実績書（第７号様式） ・収支決算書（任意様式） ・領収書または支払いを証する書類の写し ・事業に関するパンフレット、写真、チラシ等活動に関する資料 ・請求書（第８号様式）	
	⑥ 事業実績書の受理・審査
	⑦ 補助金の支出